

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

発行者である株式会社富士テクノホールディングス（以下「当社」又は「発行者」といいます。）は、株式移転により 2021 年 10 月 1 日に設立登記をする予定であります。

（注）本発行者情報提出日である 2021 年 8 月 16 日においては、当社は設立されておりませんが、本発行者情報は、設立日の 2021 年 10 月 1 日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

【公表日】

2021 年 8 月 16 日

【発行者の名称】

株式会社富士テクノホールディングス
(FT Holdings Co., Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 高井 男

【本店の所在の場所】

神奈川県厚木市中町四丁目 10 番 8 号

【電話番号】

該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】

取締役社長 岩澤 隆則

【担当 J - A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役 永堀 真

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社株式を 2021 年 10 月 1 日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘または特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたしません。

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社富士テクノホールディングス

<https://www.fjt-hd.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

(新規上場申請のための発行者情報提出会社)

【会社名】

株式会社富士テクノソリューションズ
(Fuji Techno Solutions Co., Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役会長 高井 男

【本店の所在の場所】

神奈川県厚木市中町四丁目 10 番 8 号

【電話番号】

(046)294-1061 (代表)

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役またはこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 本株式移転の目的及び理由

当社グループは、『未来を見つめ、人というソフトを大切に技術の継承と革新をもって、豊かな社会の実現に貢献する』を経営理念に掲げ、各メーカーからの依頼により技術提供をおこなう情報処理請負事業、雇用契約を締結した技術者を各顧客に派遣する技術者派遣事業並びに3Dプリンタ及びCAD関連のソフトの販売、環境構築・運用コンサルティングをおこなうプロダクト販売事業を通じて、製造業におけるものづくり開発の支援を行っています。

昨今の当社グループを取り巻く環境は、ICTやIoTといった技術革新の進展にともない、効率的な環境移行に向けた動きが急速に展開されており、より一層お客様のQCD（Quality：品質、Cost：コスト、Delivery：納期）改善に貢献することが求められております。

このような激しい経営環境の変化の中、当社グループが企業価値を最大化するためには、グループ全体を俯瞰した機動的かつ柔軟な経営判断が必要であると考え、持株会社体制へ移行することといたしました。

本株式移転により新たに設立される持株会社は、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の有効配分、資金調達といった経営管理機能を担い、様々な経営環境変化への迅速な対応を図ることで、グループ全体の持続的な成長と、中長期的な発展を目指してまいります。

持株会社体制への移行は、新規事業の創出や事業の多角化を進めるうえで、事業提携、M&A等の手段を活用しやすくするだけでなく、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化など、当社グループの成長の基盤となる重要な施策であると考えております。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

①上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社富士テクノホールディングス (英文名：FT Holdings Inc.)	
(2) 本店所在地	神奈川県厚木市中町四丁目10番8号	
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役会長 高井 男	現 株式会社富士テクノソリューションズ 代表取締役会長
	代表取締役社長 岩澤 隆則	現 株式会社富士テクノソリューションズ 取締役執行役員社長
	取締役 上原 祐子	
	監査役 高橋 雅彦	現 株式会社富士テクノソリューションズ 監査役
(4) 事業内容	情報処理請負事業や技術者派遣事業等を営むグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務	
(5) 資本金	81,865,500円	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産	未定	
(8) 総資産	未定	

②上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と株式会社富士テクノソリューションズの状況は以下となる予定です。

株式会社富士テクノソリューションズは、2021年6月29日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2021年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内 容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借	業務 提携 等
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)				
(連結子会社) 株式会社富士テ クノソリューション ズ	神奈川県 厚木市	81	情報処 理事業 及び技 術者派 遣事業	100.0	2	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、株式会社富士テクノソリューションズは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの最近事業年度末時点（2021年3月31日現在）における関係会社の状況は、以下のとおりです。

<関係会社の状況>

名称	住所	資本金又 は出資金 (千円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社エフ ティ・ファイ ンテックプロ ダクト	神奈川県厚木市	9,900	プロダクト販売事業	直接 100.0	1. 役員の兼任あり。 2. 資金援助あり。
株式会社横芝	東京都中央区	17,000	情報処理請負事業及び技術者派遣事業	直接 100.0	1. 役員の兼任あり。
株式会社富士 ミライ	神奈川県厚木市	20,000	情報処理請負事業及び技術者派遣事業	直接 100.0	1. 役員の兼任あり。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

①資本関係

本株式移転により、株式会社富士テクノソリューションズは当社の完全子会社となる予定です。前記

「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

②役員の兼任関係

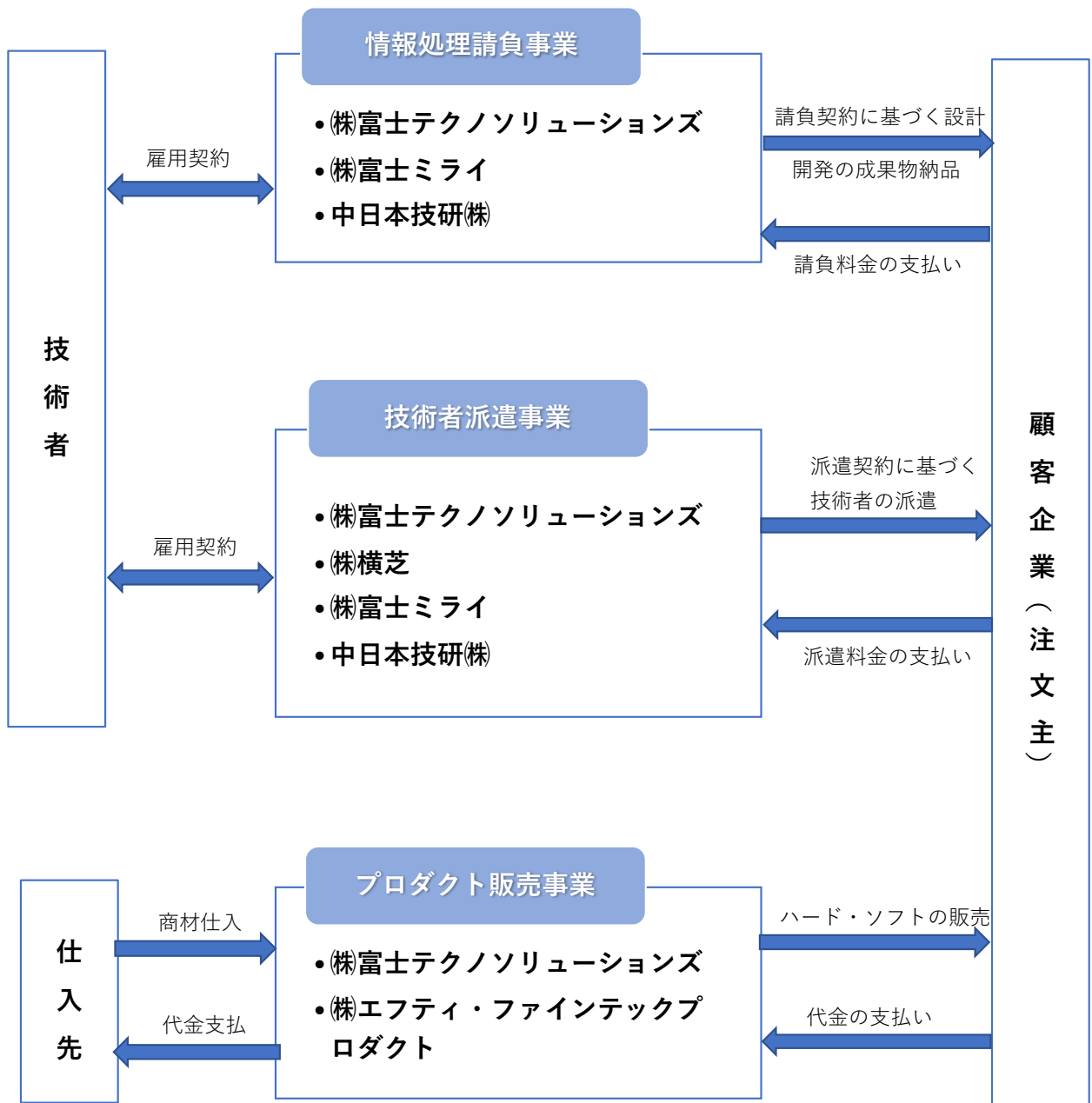
当社の取締役は、株式会社富士テクノソリューションズ及びグループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③取引関係

当社の完全子会社である株式会社富士テクノソリューションズと関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。

当社グループ



グループ経営戦略立案/
経営全般における
指導・管理等

(株)富士テクノホールディングス
(純粋持株会社)

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容概要

株式会社富士テクノソリューションズは、同社の定時株主総会における承認決議等の手続きを経たうえで、2021年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立親会社、株式会社富士テクノソリューションズを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成の上、2021年5月21日開催の同社の取締役会において、決議いたしました。

当社は、株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、株式会社富士テクノソリューションズの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における株式会社富士テクノソリューションズの株主名簿に記載又は記録された株式会社富士テクノソリューションズの株主に対し、その保有する株式会社富士テクノソリューションズの普通株式1株につき、当社の株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2021年6月29日開催の株式会社富士テクノソリューションズの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています。（詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画書の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容概要

本株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社富士テクノソリューションズ（以下「当会社」という。）は、単独株式移転の方法により当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当会社は、単独株式移転の方法により、新たに設立する新会社の成立の日（第6条に定義する。）において、当会社の発行済株式の全部を新会社に取得させる本株式移転を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるところとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1「株式会社富士テクノホールディングス 定款」の第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社富士テクノホールディングス」とし、英文では「FT Holdings Co., Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、神奈川県厚木市とする。

(4) 本店の所在場所

新会社の本店の所在場所は、神奈川県厚木市中町四丁目10番8号とする。

(5) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、323万400株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社富士テクノホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 高井 男

取締役 岩澤 隆則

取締役 上原 祐子

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役 高橋 雅彦

3. 新会社の設立時代表取締役の氏名は、次のとおりとする。
代表取締役 高井 男
代表取締役 岩澤 隆則

第4条（本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（新会社の資本金および準備金）

新会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額 | 81,865,500円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)および(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

当社は、2021年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（新会社の上場証券取引所）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場を予定する。

第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当会社の取締役会の決議により、本計画を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 当会社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

2021年5月21日

当会社 神奈川県厚木市中町四丁目10番8号
株式会社富士テクノソリューションズ
代表取締役 高井 男

株式会社富士テクノホールディングス 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社富士テクノホールディングスと称し、英文では FT Holdings Co., Inc. と表記する。

(目的)

第2条 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業その他各種事業を行う会社（外国会社を含む。）の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。

- (1) 機械設計、製造機械装置の設計、製作、販売、保守点検
- (2) 金型の設計、製作、販売
- (3) 新規事業・技術・商品に関する研究開発業務
- (4) 情報処理サービス事業
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 就職斡旋業務ならびに就職情報の収集、提供に関する事業
- (7) コンピューター関連商品の販売
- (8) 音響、映像関連商品の設計、製作、販売、保守点検
- (9) 工業材料関連商品の販売
- (10) 事務用機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の卸小売の事業
- (11) 商品機能説明用模型の制作および販売
- (12) 人材の職業適性能力の開発のための教育事業
- (13) 上記各号に付帯する一切の事業

2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3, 230, 400株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集し議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および監査役に対して、これを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第25条 取締役社長は当社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長および専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から2022年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役および設立時代表取締役)

第41条 当社の設立時取締役、設立時監査役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	高井 男
同	岩澤 隆則
同	上原 祐子
設立時監査役	高橋 雅彦
設立時代表取締役	神奈川県伊勢原市高森六丁目15番1号 高井 男
設立時代表取締役	神奈川県平塚市四之宮一丁目9番2-6号 岩澤 隆則

(最初の取締役の報酬等)

第42条 第29条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の総額は、3,000万円以内とする。

(最初の監査役の報酬等)

第43条 第34条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、300万円以内とする。

(附則の削除)

第44条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及び算定根拠】

1 株式移転比率

会社名	株式会社富士テクノホールディングス (完全親会社・持株会社)	株式会社富士テクノソリューションズ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 株式移転に伴い、株式会社富士テクノソリューションズの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 807,600株
本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社富士テクノソリューションズの発行済株式数が増加した場合には、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、株式会社富士テクノソリューションズ単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)を設立するものであり、本株式移転時の株式会社富士テクノソリューションズの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する株式会社富士テクノソリューションズの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3 株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5【組織再編成対象会社の発行発行情報と組織再編によって発行される発行情報との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

①買取請求権の行使の方法について

株式会社富士テクノソリューションズの株主が、その有する株式会社富士テクノソリューションズの普通株式につき、株式会社富士テクノソリューションズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2021年6月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社富士テクノソリューションズに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社富士テクノソリューションズが、上記定時株主総会の決議の日(2021年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

②議決権の行使の方法について

株式会社富士テクノソリューションズの株主による議決権の行使の方法としては、2021年6月29日開催の株式会社富士テクノソリューションズの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。(なお、株主は、株式会社富士テクノソリューションズの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、株式会社富士テクノソリューションズに提出する必要があります。)また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年6月28日午後5時45分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、株式会社富士テクノソリューションズに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条の規定に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2021年6月24日までに、株式会社富士テクノソリューションズに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、株式会社富士テクノソリューションズは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、

当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における株式会社富士テクノソリューションズの株主名簿に記載または記録された株主に割当られます。株主は、自己の株式会社富士テクノソリューションズの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の株主予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

①買取請求権の行使の方法について

本発行者情報提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

②組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本発行者情報提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

7【組織再編に関する手続き】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、株式会社富士テクノソリューションズは、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、株式会社富士テクノソリューションズの本店において 2021 年 6 月 14 日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2021 年 5 月 21 日開催の株式会社富士テクノソリューションズの取締役会において承認された株式移転計画です。

②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③の書類は、株式会社富士テクノソリューションズの最終事業年度末日以降の生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、株式会社富士テクノソリューションズの営業時間内に株式会社富士テクノソリューションズの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	2021 年 3 月 31 日
本株式移転計画承認取締役会	2021 年 5 月 21 日
本株式移転計画承認定時株主総会	2021 年 6 月 29 日
株式会社富士テクノソリューションズ上場廃止日	2021 年 9 月 29 日 (予定)
当社設立登記日 (本株式移転効力発生日)	2021 年 10 月 1 日 (予定)
当社上場日	2021 年 10 月 1 日 (予定)

ただし、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

株式会社富士テクノソリューションズの株主が、その有する株式会社富士テクノソリューションズの普通株式につき、株式会社富士テクノソリューションズに対して会社法第 806 条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2021 年 6 月 29 日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社富士テクノソリューションズに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に対し、株式会社富士テクノソリューションズが、上記定時株主総会の決議の日 (2021 年 6 月 29 日) から 2 週間以内の会社法第 806 条第 3 項の通知又は同条第 4 項の公告を行った日から 20 日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本発行者情報提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である株式会社富士テクノソリューションズの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら株式会社富士テクノソリューションズの連結経営指標等は、当社の連結経理指標等に反映されるものと考えられます。

連結経営指標等

回次		第43期	第44期	第45期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	1,899,881	2,152,537	2,090,356
経常利益	(千円)	27,303	47,670	67,462
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	16,701	18,411	47,786
包括利益	(千円)	16,701	18,411	47,786
純資産額	(千円)	17,867	30,433	71,759
総資産額	(千円)	835,727	787,383	807,077
1株当たり純資産額	(円)	22.12	37.68	88.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	6 (-)	8 (-)	12 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	20.68	22.80	59.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	2.1	3.9	8.9
自己資本利益率	(%)	139.9	76.2	93.5
株価収益率	(倍)	23.9	21.7	8.3
配当性向	(%)	29.0	35.1	20.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	96,812	48,375	99,061
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	9,651	△8,829	△30,435
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△44,379	△84,821	△33,772
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	359,454	314,179	349,032
従業員数	(人)	297	324	313

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第43期から第44期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員数を表示しております。

4. 2017年6月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

2021年5月21日 株式会社富士テクノソリューションズの取締役会において、株式会社富士テクノソリューションズの単独株式移転による持株会社「株式会社富士テクノホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2021年6月29日 株式会社富士テクノソリューションズの定時株主総会において、単独株式移転により、当社を設立し、株式会社富士テクノソリューションズがその完全子会社となることについて決議

2021年10月1日 株式会社富士テクノソリューションズが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場（予定）

なお、株式会社富士テクノソリューションズの沿革につきましては、株式会社富士テクノソリューションズの発行者情報（2021年6月29日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズ及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業内容は以下のとおりです。

当社グループは、連結子会社5社（国内5社）により構成されており、各メーカーからの依頼により技術提供をおこなう情報処理請負事業、当社と雇用契約を締結した技術者を各顧客に派遣する技術者派遣事業並びにCAD関連のソフトの販売及び環境構築・運用コンサルティングをおこなうプロダクト販売事業を行っております。（株横芝では、当社と同様に雇用契約を締結した技術者を各顧客に派遣する技術者派遣事業を行っております。（株エフティ・ファインテックプロダクトでは、3Dプリンタ及びCAD関連のソフトの販売を行うプロダクト販売事業を行っております。

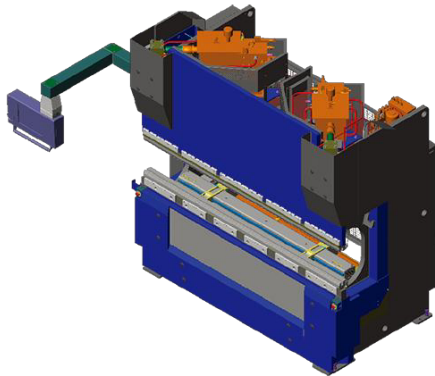
なお、事業内容との関連は次のとおりであります。

区分	事業内容
(株)富士テクノソリューションズ	(1) 情報処理請負事業 (2) 技術者派遣事業 (3) プロダクト販売事業
(株)横芝	(2) 技術者派遣事業
(株)エフティ・ファインテックプロダクト	(3) プロダクト販売事業
(株)富士ミライ	(1) 情報処理請負事業
	(2) 技術者派遣事業
中日本技研(株)	(1) 情報処理請負事業
	(2) 技術者派遣事業

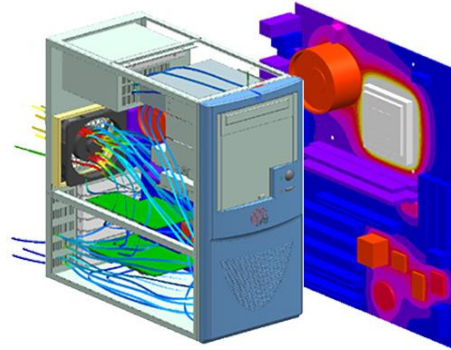
(1) 情報処理請負事業（㈱富士テクノソリューションズ、㈱富士ミライ、中日本技研㈱）

情報処理請負事業は、当社グループ（請負元）が顧客企業（注文主）である工作機械メーカー及び自動車関連メーカー等から設計・解析・データ変換・マルチメディアコンテンツ制作等を請け負い、その3D-CADデータ及び流体解析データ等を納入する業務契約であり、当社グループが当社技術者に対し指揮・命令して設計・開発を行うものです。

[3D-CADデータ（機械設計）]



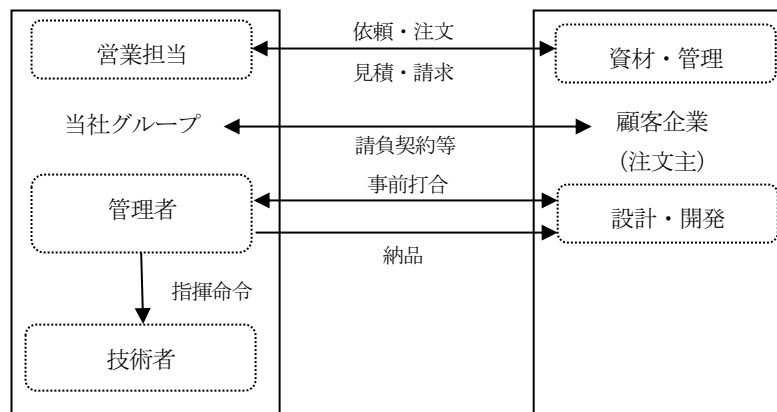
[流体解析データ]



当社グループ、顧客企業、技術者の関係は以下の図のとおりです。

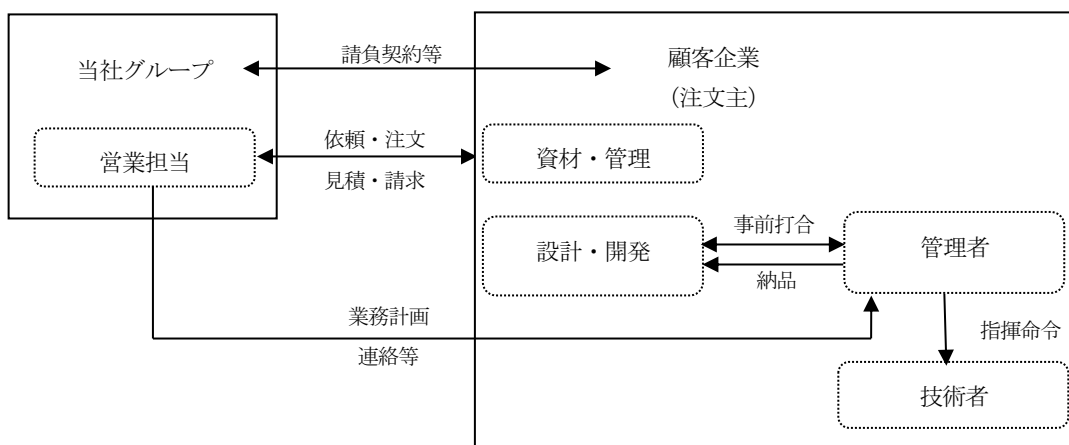
(受託型)

受託型請負業務とは、顧客企業（注文主）から依頼された業務を当社グループに持ち帰り、業務遂行の指示、その他の管理を当社グループ内にて行い、3D-CADデータ及び流体解析データ等を納品する業務形態であります。当社グループでは2D-CAD、3D-CADからプロッター（データ出力装置）までの設備を備えており、業務内容や規模に合わせて設計開発業務を行います。



(常駐型)

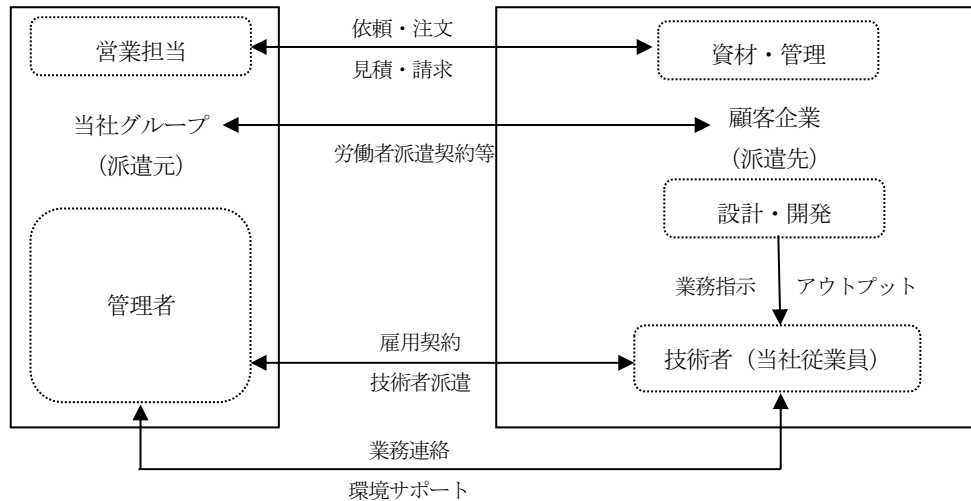
常駐型請負業務とは、顧客企業（注文主）に当社グループの設計開発チームが常駐して業務を行う形態であります。



(2) 技術者派遣事業 (株富士テクノソリューションズ、株横芝、株富士ミライ、中日本技研株)

技術者派遣事業の取引先は、国内の自動車メーカー、自動車部品メーカー、家電メーカー及び工作機械メーカーなど多岐にわたっております。当社グループでは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」)に規定される「労働者派遣事業」を行っており、当社グループが常用雇用する労働者を、自動車メーカー、自動車部品メーカー、家電メーカー、工作機械メーカーなどの取引先に派遣しております。技術者派遣事業では、当社グループ(派遣元)が雇用する技術者(当社グループ従業員)を顧客企業(派遣先)の指揮命令のもと、顧客企業(派遣先)の労働に従事させるものであり、当社グループ、顧客企業(派遣先)、派遣技術者の関係は以下の図のとおりです。

株富士テクノソリューションズは、主に工作機械、半導体製造装置、自動車メーカーの装置設計開発部門、株横芝は、主にIT系企業への派遣を強みにしております。



(3) プロダクト販売事業 (株富士テクノソリューションズ、株エフティ・ファインテックプロダクト)

プロダクト販売事業は、3D-CADデータの活用を図り、モノづくりプロセスの効率化による開発期間の短縮、品質の向上、製造・組立の生産性向上に向けてのコンサルティングを行っております。また、3D-CADの導入時の環境構築、運用支援も行っております。

また、株エフティ・ファインテックプロダクトにおいては、3Dプリンタの販売及び導入支援を行っており、ミドルエンド市場を中心に事業を行っております。

なお、プロダクト販売事業で取り扱っております主な製品及び関連ソフトは以下のとおりです。

(3Dプリンタ)

空間に樹脂などを何層にも積み重ね、デジタルデータを立体造形物として実体化・可視化できるようにするための装置です。

用途や目的は様々ですが、製造業においてはデザインや機能の検証するための試作品を作成することに使われてきました。近年では樹脂の積み重ね方式や使用される素材が多様化したことにより、試作品だけでなく、製品の部品の一部を3Dプリンタで製造することも多くなっています。

[3Dプリンタ画像 (サンプル)]



※上記画像はイメージとなり実際と異なる場合がございます

[3D-CAD画像 (サンプル)]

(3D-CAD)

製品設計・設備設計のあらゆる分野にて、設計の効率化・品質向上だけでなく、幅広く連携活用できる環境として、3D-CADが使用されています。設計・開発部門では、DR活用や解析への連携が可能となり、生産部門での製造・組立や調達部門での部品受発注、企画部門でのプレゼン資料作成等にも連携できるデータとして活用が進んでいます。



(DMU (シミュレーション) ツール)

3次元化の進展に伴い、生産、資材、営業、保守等設計部門以外でも3次元モデルを活用するニーズが高まっており、簡単な操作で3次元モデルを扱えるDMU (シミュレーション) ツールが求められています。DMU機能を駆使することにより、設計の初期段階から設計部門・金型部門・生産部門と一緒にデザインレビューを行ない、問題点の早期発見、組立手順のシミュレーションによる新製品生産の早期立上げ実現及び開発期間の短縮などといった、いわゆるフロントローディング効果を発揮します。

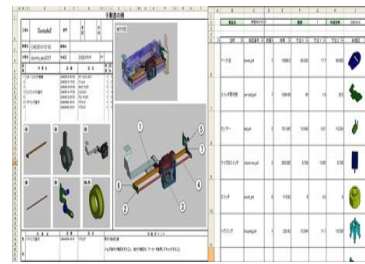
[DMU画像 (サンプル)]



(PDM (データ管理) ツール)

図面、3次元モデル、仕様、材質、解析結果など製品に関する情報を登録・管理する機能を持ち、その後の設計変更の管理、設計から生産への情報伝達、過去の設計の検索及び類似検索などに効果を発揮します。また、過去の経験が蓄積された設計以外の文書データ、紙資料なども有効活用のために統一された環境の下で管理できる文書管理システムも、即導入・即活用できる環境として注目を集めています。

[PDM画像 (サンプル)]



(用語説明)

※CAD : Computer Aided Design (Drafting) グラフィックス・ディスプレイを介して、設計者がコンピューターの支援を得ながら設計を行うシステムをいいます。図形処理技術を基本としており、平面図形の処理を製図用途に応用したものを2次元CAD、3次元図形処理を製品形状の定義に利用したものを3次元CADといいます。現在は2次元から3次元のグレードアップが焦点となっております。設計作業のどの範囲を支援するシステムをCADと呼ぶかは明確ではありませんが、歴史的に図形処理技術に沿って発達してきた経緯から製図作業や製品形状の3次元モデルの決定を対象とすることが多いようです。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本発行者情報提出日現在において関係会社ではありませんが、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係 (1) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの2021年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

2021年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
情報処理請負事業	100
技術者派遣事業	188
プロダクト販売事業	3
全社(共通)	22
合計	313

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. 当社グループは情報処理事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

①当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

②連結会社の状況

当社の完全子会社となる富士テクノソリューションズの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は、本発行者情報提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により株式会社富士テクノロジーソリューションズの完全親会社となるため、当社の設立後は、本発行者情報提出日現在における株式会社富士テクノロジーソリューションズの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。株式会社富士テクノロジーソリューションズの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本発行者情報提出日現在において株式会社富士テクノロジーソリューションズが判断したものであります。

(1) 事業に関するリスク

① 人材の確保について

当社グループは技術サービスを提供する情報処理請負事業、技術者派遣事業及びプロダクト販売事業を展開しているため、技術者は重要な経営資源であり、優秀な技術者の確保が事業拡大の必要条件になっています。技術者が十分に確保出来ない場合は、顧客企業の支援要請や技術者ニーズに対応できないこととなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術者の常用雇用について

当社グループの技術者は技術者派遣事業に従事する者だけでなく、情報処理請負事業に従事する者も含めて、正社員として無期雇用しております。一方で、顧客企業との業務契約は有期限となっております。当社グループは顧客企業のニーズに適応するための教育研修や新たな顧客企業の開拓等を通じて、技術者に対して常に業務が提供できるように努めておりますが、経営環境の急激な変化や当社グループの信用失墜によって一斉に契約の終了や顧客企業からの発注が停止されるような事態が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合、新規参入について

アウトソーシング業界は、企業のコンプライアンスをはじめ優秀な技術者の確保や営業力等の質的な差別化が今まで以上に要求され企業間の競争はさらに厳しくなっていくものと考えられます。そのような環境のもと受注競争が厳しくなり、同業他社の低価格戦略や取引先からの値下げ要請を受ける可能性もあります。当社グループは提供する技術サービスの質的向上を図るほか、設計・開発ニーズの変動への柔軟かつ的確な対応ができる戦略的営業・技術教育の推進により、適正な収益を確保しつつ事業の拡大を図るべく努めております。しかしながら競合が厳しくなる中で受注が十分に確保できない、または技術料金が低下すること等によって当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定地域に対する依存等について

当社グループは主として神奈川県、愛知県、大阪府での事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通管制装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 顧客企業の業績等による影響について

当社グループの主要顧客であります製造業において、国内経済及び世界経済の景気が悪化し、顧客製造業の業績低迷から、設計部門においての開発費の削減が行われた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 顧客情報の管理について

当社グループの技術者は業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、当社グループでは情報セキュリティ管理規程を定め、ISO/IEC27001 の認証を取得したことで適正な情報管理を行うための体制を整え、情報管理レベルの向上に努めております。しかしながら、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 個人情報の管理について

当社グループは社員、技術者、求職者等多くの個人情報を取り扱っており、その適正な管理を行うために個人情報管理規程や関連する諸規程を定め、従業員教育、関連事項の情報配信等により従業員の情報管理に対する意識を高めております。このような取り組みにも関わらず個人情報の漏洩等の不測の事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 労働災害等の発生について

当社グループの技術者の就業場所は顧客企業の開発・設計部門から生産工場・物流施設まで業務環境が様々であるため、安全衛生管理は個別の業務環境に適応すべきと認識しております。そのため、配属部署別に取り引先企業との協力の下で安全衛生教育や現場管理者に対する研修を行う等、常時、労働災害を未然に防止するように努めております。しかしながら、当社グループの技術者が不測の事態に遭遇した場合は、企業イメージの悪化や損害賠償請求等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 情報処理請負事業の運営について

当社グループが行っております情報処理請負事業の請負契約（場合により委託、受託）に基づく役務の提供は労働者派遣契約とは異なり、当社グループが業務執行指示を行い、管理監督責任を負うことになります。当社グループでは当該役務の提供において発生しうるリスクについて事前に検討・準備をしたうえで、顧客企業と契約を締結し、更に提供するサービスの品質の維持に努めておりますが、不測の事態が発生した場合や納期に対する遅延、成果物の瑕疵等により、顧客企業との関係悪化や損害賠償等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 法的規制について

当社グループの主力事業である技術者派遣事業については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）により規制される「労働者派遣事業」であり、法令に基づく厚生労働大臣への届出を行っております。また、有料職業紹介事業についても「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受けております。現在、これら許可要件の欠格事由はありません。当社グループでは関係法令の遵守に努め労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行っておりますが、「労働者派遣法」に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、法令に違反したりする場合には当該事業の停止を命ぜられ、事業が営めなくなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(株)富士テクノソリューションズ

届出内容	届出受理番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業許可	派 14-301284	2024年10月31日	労働者派遣法第14条
有料職業紹介事業許可	14-ユ-100016	2024年11月30日	職業安定法第32条の9

(株)横芝

届出内容	届出受理番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業許可	派 13-313868	2025年10月31日	労働者派遣法第14条

中日本技研(株)

届出内容	届出受理番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業許可	派 23-302488	2026年5月31日	労働者派遣法第14条

(2) 特定人物への依存について

当社の代表取締役会長である高井男は当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは

ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 有利子負債への依存について

情報処理請負事業及び技術者派遣事業の拡大のため、ソリューションセンター、営業拠点の拡充及び技術者育成強化に関する投資資金が必要であり、当社はこれら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は63.5%、支払利息は10,567千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 財務基盤の強化

当社グループの過去の業績は「第一部 企業情報 第2 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりです。2021年3月期におきましては、自己資本比率が8.9%と依然として低い状態が続いております。主要な要因としまして、当社グループの㈱エフティ・ファインテックプロダクトが設立以来赤字が続き、その結果、債務超過の状態が続いております。現在、当社グループでは同社事業の建て直しを図るとともに、早期の黒字化を目指すことでグループ全体で利益を積上げ、累積損失の解消が重要であると考えておりますが、計画通りの利益が達成出来なかった場合、累積損失の早期解消が達成できない可能性があります。

㈱エフティ・ファインテックプロダクトの過去3期の損益情報

決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
損益情報			
売上高	29,505千円	25,703千円	43,577千円
経常利益	△9,978千円	△15,627千円	△7,356千円
当期純利益	△10,083千円	△15,697千円	△7,426千円
純資産額	△97,112千円	△112,810千円	△120,236千円
総資産額	30,610千円	28,246千円	20,250千円

(5) J-Adviser との契約について

当社は㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定企業です。

当社では、2021年10月1日にフィリップ証券㈱との間で担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結する予定としております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)または私的整理に関するガイドラ

イン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続または更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合)またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合(当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当す

ること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由または同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)またはこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の(a)または(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社または存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併またはこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書または四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書または四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反または上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議または決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、または、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正または義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正または義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙はあらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報(2021年6月29日提出)を参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報（2021年6月29日提出）を参照ください。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2021年10月1日時点の株式等の状況は以下のとおりになる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,230,400
計	3,230,400

②【発行済株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,230,400	2,422,800	807,600	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	3,230,400	2,422,800	807,600	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年10月1日	807,600	807,600	—	81,865	—	2,180

(6)【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本発行者情報提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの2021年3月31日現在の所有者の状況は以下のとおりです。

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	12	—	—	166	178	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1,368	—	—	6,708	8,076	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	16.94	—	—	83.06	100	—

(7) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本発行者情報提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの2021年3月31日現在の株主データに基づき、2021年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2021年10月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
高井 男	神奈川県伊勢原市	320,271	39.65
原田 久仁子	神奈川県厚木市	99,835	12.36
株式会社高井企画	神奈川県伊勢原市高森6丁目15番地の1	81,700	10.11
高井 澄子	神奈川県伊勢原市	46,500	5.75
株式会社アド・ソー	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号	42,200	5.22
田子 悦郎	東京都世田谷区	20,000	2.47
早川 弘道	神奈川県鎌倉市	14,000	1.73
上原 祐子	神奈川県横浜市鶴見区	8,700	1.07
山王丸 朗彦	神奈川県平塚市	8,700	1.07
小山 勝巳	神奈川県平塚市	8,000	0.99
竹内 達夫	神奈川県伊勢原市	8,000	0.99
計	—	657,906	81.41

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本発行者情報提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの2021年3月31日現在の発行済株式について議決権の状況は以下のとおりです。

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 807,600	8,076	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	807,600	—	—
総株主の議決権	—	8,076	—

③ 【自己株式等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

株主に対する利益還元を経営上の基本理念として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移及び中長期経営計画に基づく財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

当社は新会社であるため、株式の推移はありませんが、完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの株価推移は以下のとおりです。

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第43期	第44期	第45期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
最高(円)	495	495	495
最低(円)	415	495	490

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格です。
2. 当社は、2017年6月30日付で普通株式1株を100株に分割しているため第43期以降は株式分割後の株価を記載しています。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

回次	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月
最高(円)	490	490	490	490	490	
最低(円)	490	490	490	490	490	

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格です。

5【役員の状況】

就任予定の当社役員の状況は、以下のとおりです。

男性3名 女性1名（役員のうち女性の比率25.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略 歴	任期	(1) 所有する 株富士テクノ ソリューションズ の株式数 <株> (2) 割当てら れる当社株式 数 <株>
代表取締役	会長	高井男	1939年7月26日	1958年4月 協同油脂株式会社入社 1963年4月 アンネ株式会社入社 1968年4月 ホップ株式会社入社 1971年4月 ミツミ電機株式会社入社 1976年1月 有限会社富士商会（現 当社）設立 代表取締役社長 1991年2月 株式会社富士テクノソリューションズ 代表取締役社長 2010年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）（現任）	(注) 1	(1) 320, 271 (2) 320, 271
代表取締役	社長	岩澤隆則	1959年6月12日	1982年4月 相模ハム株式会社入社 2003年1月 株式会社富士テクノソリューションズ入社 2006年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 経営管理部長 2008年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 執行役員兼経営 管理部長 2013年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 常務執行役員事 業推進戦略室・経営企画部・サポートソリューションセン ター担当 2013年6月 株式会社富士テクノソリューションズ 常務取締役 2015年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 取締役執行役員 常務 総務・財務管理部長 2019年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 取締役執行役員 専務 管理本部長 2020年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 取締役執行役員 社長 最高執行責任者（COO）・管理本部長（現任）	(注) 1	(1) 2, 799 (2) 2, 799
取締役	—	上原祐子	1958年11月23日	1994年4月 株式会社富士テクノソリューションズ入社 1996年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 人材派遣部長 2002年4月 株式会社富士テクノソリューションズ 執行役員	(注) 1	(1) 8, 700 (2) 8, 700
監査役	—	高橋雅彦	1947年9月10日	1971年4月 株式会社駿河銀行（現 株式会社スルガ銀行）入行 1985年10月 株式会社アメリカ大和証券 入社 1986年12月 大和証券株式会社 転籍 2002年9月 いちよし証券株式会社 投資銀行部長 2005年11月 TOKYO企業情報株式会社 入社 2007年3月 同 取締役 2009年12月 株式会社事業開発 設立 代表取締役（現任） 2017年6月 BTCボックス株式会社 内部監査責任者（非常勤） 2018年6月 株式会社富士テクノソリューションズ 監査役（現任）	(注) 3	(1) — (2) —
計						(1) 331, 770 (2) 331, 770

(注) 1. 取締役の任期は、2021年10月1日から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

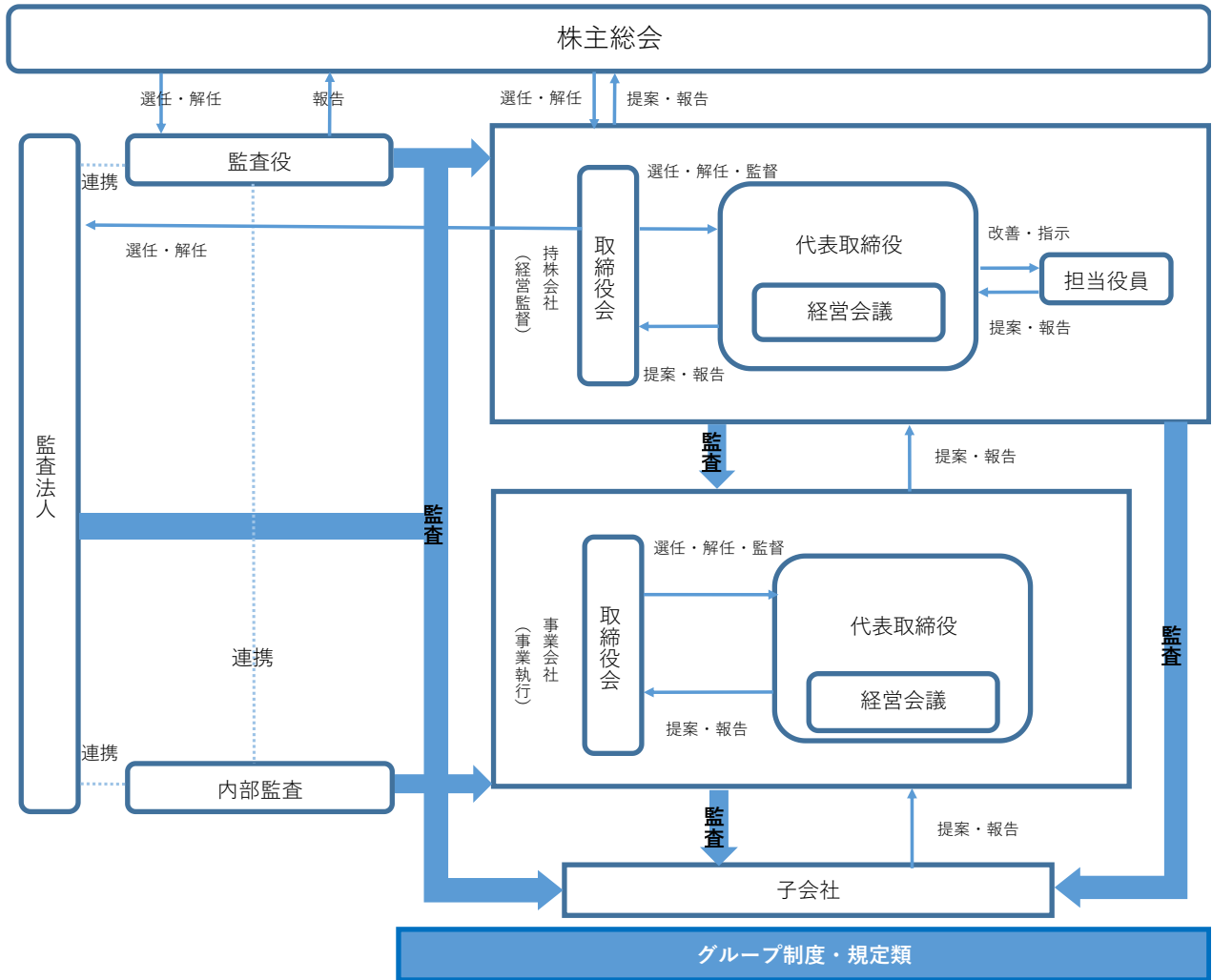
2. 監査役の任期は、2021年10月1日から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 役名および職名は、本発行者情報提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。
4. (1) 所有する株式会社富士テクノソリューションズの株式数及び、(2) 割当てられる当社の株式数は、2021年3月31日時点での株式数を記載しています。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、いわゆるテクニカル上場により 2021年10月1日よりTOKYO PRO Marketに上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となる富士テクノソリューションズと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築する予定です。

なお、当社の完全子会社となる富士テクノソリューションズのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の発行者情報（2021年6月29日提出）をご参照ください。



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

②会社の機関の内容

(1) 取締役会

当社の取締役会は3名の取締役（うち社外取締役0名）で構成されております。

取締役会は法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名（うち社外監査役0名）で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査

当社は監査法人コスモスに独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受ける予定であります。なお、2021年3月期において㈱富士テクノソリューションズの監査を執行した公認会計士は富田昌樹氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名及びその他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、原則1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する方針とすることを予定しております。なお、本株式移転の効力の発生日までに当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズと同水準の内部統制システムを構築させる予定です。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、監査役と定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図っており、必要な場合、監査役の指示に基づく監査を実施します。

⑤社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役1名選任を予定しております。社外監査役と当社との間には、人的・資金的関係は無く、取引関係その他の利害関係はありません。

⑥役員報酬等

当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結までの取締役の報酬限度額は、年額3,000万円以内とし、監査役の報酬限度額は、年額300万円以内とする予定です。

⑦会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人コスモスと監査契約を締結する予定です。

⑧取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うために会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑩取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑪社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

⑫株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、金融商品取引法に基づく監査は、監査法人コスモスに委嘱する予定です。

② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第 6 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社富士テクノソリューションズの業績等の概要については、同社の発行者情報（2021 年 6 月 30 日提出）を参照ください。

第8【発行者の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 該当事項はありません
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://www.fjt-hd.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。